

協議第 11 号

市長の権限に属する事務の委任について

このことについて、別紙のとおり協議する。

令和 4 年 2 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

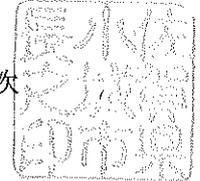
協議理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会において受任するため協議する。

小総第 797 号  
令和 4 年 2 月 17 日

小城市教育委員会  
教育長 大野 敬一郎 様

小城市長 江里口 秀次



市長の権限に属する事務の委任について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、貴委員会に次の事務を委任させたいので協議します。

記

1 委任する事務

児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員に係るものに限る。）

- （1）法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用される法第 7 条第 1 項（法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による受給資格及び児童手当（法附則第 2 条第 1 項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の額の認定
- （2）法第 9 条第 1 項及び第 3 項（法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の額の改定
- （3）法第 26 条第 3 項（法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理

2 委任する理由

当該事務は、職員の児童手当の額の認定、額の改定及び届出の受理に関する事務であり、佐賀県事務処理の特例に関する条例に基づき、その権限を知事から市長へ移譲するものである。

移譲する事務については、市長部局で執行する事務となるが、職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当については、佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市教育委員会部局にて既に事務処理を行っており、当該事務についても一体的に取り扱うことで、合理的かつ効率的に事務を行えることから教育委員会に委任したい。

これが教育委員会に委任する理由である。

## 1 事務委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任することができる。

## 2 事務委任先

小城市教育委員会

## 3 事務委任する事務

児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下、「職員という。」）に係るものに限る。）

（1）法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による支給資格及び児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の額の認定

（2）法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の額の改定

（3）法第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理

## 4 事務委任する理由等

当該事務は、職員の児童手当の額の認定、額の改定及び届出の受理に関する事務であり、佐賀県事務処理の特例に関する条例に基づき、その権限を知事から市長へ移譲するものである。

移譲する事務については、市長部局で執行する事務となるが、職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当については、佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市教育委員会部局にて既に事務処理を行っており、当該事務についても一体的に取り扱うことで、合理的かつ効率的に事務を行えることから、教育委員会に委任したい。

移譲形態	認定権者	規則名	制定者
原権利者	知事	児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条第1項の規定	国
委任	知事 ↓ 市長	佐賀県事務処理の特例に関する条例	県
委任	市長 ↓ 教育委員会	小城市長の権限の一部を教育委員会に委任する規則	市（総務課）

## 5 補助執行させることにより改正する例規

小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則

## 6 施行日

令和4年4月1日（県条例施行日）

※令和4年6月1日に児童手当法附則が改正されるため、引用条項に関して改めて規則改正が必要。

小城市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（平成19年小城市規則第6号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(その他の委任する事務)</p> <p>第4条 第2条から前条までに定めるもののほか、市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(重要事項の委任事務の処理)</p> <p>第5条 第2条から前条までの規定により委任された事務のうち特に重要と認められる事項については、市長の決裁を受けて処理しなければならない。</p>	<p>(児童手当法に関する事務の委任)</p> <p>第4条 市長は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任する（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）。</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による受給資格及び児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の額の認定</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の額の改定</p> <p>(3) 法第26条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理</p> <p>(その他の委任する事務)</p> <p>第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(重要事項の委任事務の処理)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により委任された事務のうち特に重要と認められる事項については、市長の決裁を受けて処理しなければならない。</p>